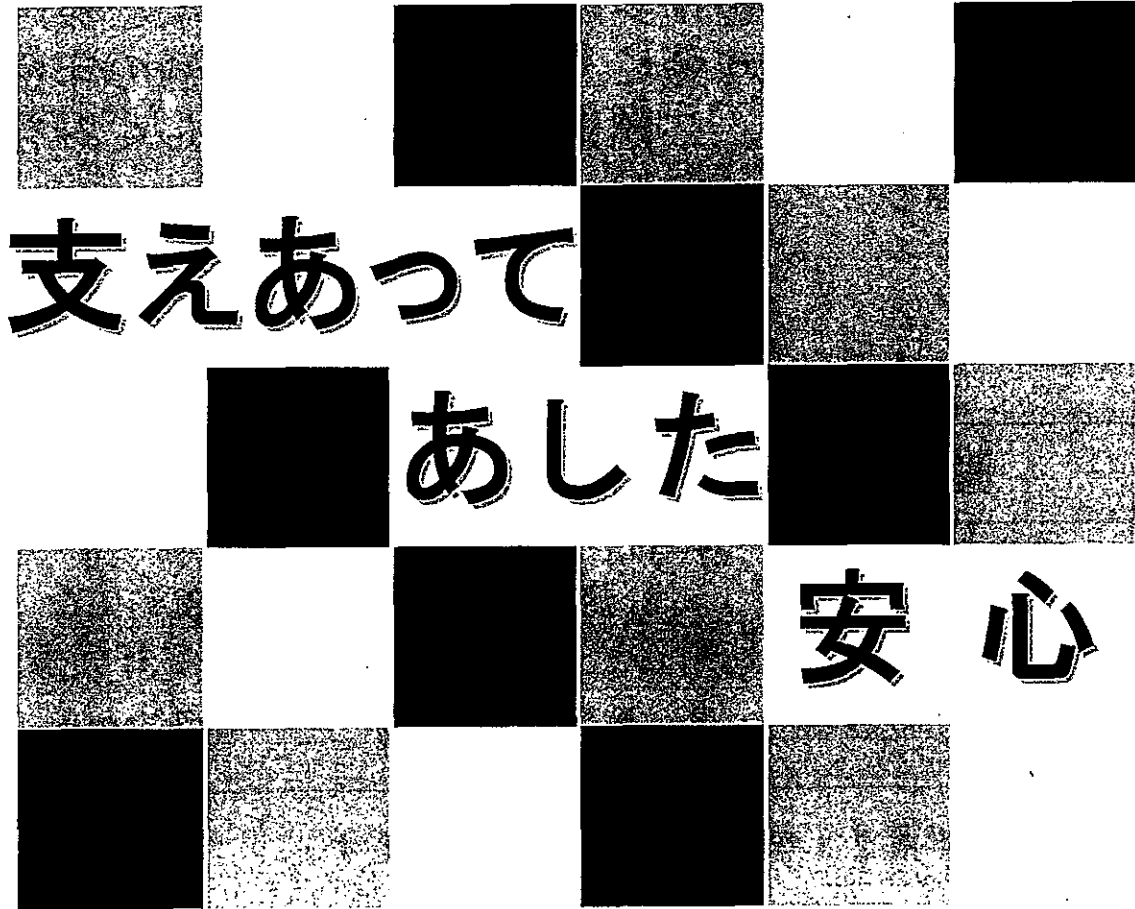


国民年金・厚生年金

被保険者のしおり



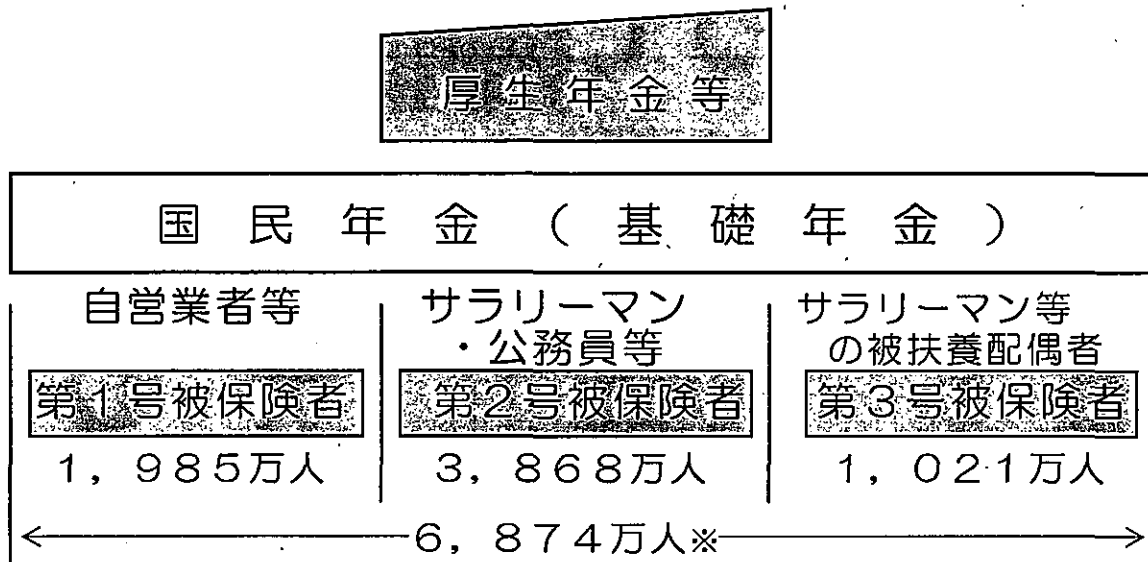
☆ も く じ ☆

1. 年金制度のしくみ	1
2. 被保険者の種別	3
3. 第1号被保険者の方へ	4
4. 第2号被保険者の方へ	8
5. 年金の給付	10
6. こんな時は届出を	15
7. 年金とライフステージ	17
8. 年金の相談	19

1. 年金制度のしくみ

●国民年金と厚生年金

日本の年金制度は、国民年金からは、すべての国民に共通する基礎年金が支給され、厚生年金など被用者年金からは、基礎年金に上乗せする報酬比例の年金が支給されるという、二階建ての年金給付のしくみをとっています。



※平成21年度末現在の加入者数です。

●国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、自営業者だけでなく、厚生年金などの被用者年金制度の加入者とその配偶者にも共通する給付として、①老齢基礎年金、②障害基礎年金、③遺族基礎年金の3種類の基礎年金を支給します。

●厚生年金は基礎年金に上乗せ

厚生年金が適用されている事業所に勤めるサラリーマン等は、国民年金と厚生年金の2つの年金制度に加入することになります。

厚生年金から支給される年金は、加入期間とその間の収入の平均に応じて計算される報酬比例の年金となっていて、次のように基礎年金に上乘せするかたちで支給されます。

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

●年金手帳

国民年金、厚生年金に加入した方には年金手帳が交付されます。この年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。

なお、年金手帳は、平成9年1月から「基礎年金番号」が印字された青色の表紙のものに変わっていますが、それ以前のオレンジ色の年金手帳、「厚生年金保険被保険者証」および黄土色の「国民年金手帳」も、引き続き使用できます。

※基礎年金番号は、共済組合を含めて、加入する年金制度が変わっても、1人の人が一生をとおして使用する番号です。平成8年12月に公的年金制度に加入していた方には「基礎年金番号通知書」が送付されていますので、この通知書を年金手帳と一緒に大切に保管してください。

注) この「国民年金・厚生年金のしおり」は、平成23年度に配布するために作成したしおりですので、制度内容、保険料額、年金額等は平成23年4月現在のものです。

2. 被保険者の種別

国民年金の被保険者の種別は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職、退職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内（第2号被保険者になった場合は、勤務先の事業主が5日以内）に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 等	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先へ届出	なし(配偶者が加入する制度が負担)

〔 日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。 〕

【任意加入制度】

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳以降（申出された月以降）でも任意加入することができます。

①年金額を増やしたい方は65歳までの間

②受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間

また、③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方も任意加入することができます。

なお、平成20年4月1日から③を除き保険料の納付方法は、口座振替が原則となりました。

3. 第1号被保険者の方へ

国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は**15,020円（平成23年度）**です。保険料の納付期限は翌月末（たとえば4月分は5月末まで）です。また、保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料がお安くなります。



納付方法		1か月分（※1）	6か月分（※2）	1年分（※3）
月々支払		15,020円	90,120円	180,240円
前納	現金支払 【割引額】	/	89,390円 【730円】	177,040円 【3,200円】
	口座振替 【割引額】	14,970円 【50円】	89,100円 【1,020円】	176,460円 【3,780円】

※1 口座振替には1か月の前納制度（早割）があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります。

※2 6か月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に口座から引落としします。）

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に口座から引落としします。）

（注1） 月末が休日の場合は、翌営業日が振替日または納付期限となります。

（注2） 現金払いの場合には、6か月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月分までの前納も可能です。

国民年金保険料の納め方

国民年金の保険料は、以下の方法で納められます。

★口座振替（手間がかからず、おすすめです）

口座振替で納めると納め忘れを防ぐことができます。

口座振替をご利用される方は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。

★クレジットカード納付（継続支払）

クレジットカードによる納付を希望する場合は、年金事務所にお申込が必要です。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

★金融機関、郵便局、コンビニの窓口

事前にお送りする納付書で納めます。なお、お手元に納付書がないときには、年金事務所までご連絡ください。

★インターネットや携帯電話

インターネットや携帯電話をご利用しての納付方法については「日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)」でご案内しております。

◆国民年金の保険料は全額社会保険料控除の対象

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を毎年11月上旬にお送りします（10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬にお送りします）。

保険料を納めることが難しいときは？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手續によって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

- ①**全額免除・一部納付申請**
本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付になります。
- ②**若年者納付猶予申請**
30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。
- ③**学生納付特例申請**
学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。
※離職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。（詳しくは年金事務所へお問い合わせください。）

- 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には上記①～③の申請をしましょう。
- 申請は、お住まいの市区町村役場でお受けいたします。郵送による手続きも可能です。詳しくは「日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)」をご覧ください。

上記①～③以外でも(1)障害年金を受けている、(2)生活保護の生活扶助を受けているときなどには『法定免除』となります。

保険料免除等について（ご注意いただきたいこと）

保険料免除等と年金給付の関係

		納付	全額免除	一部納付	若年者納付猶予 学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に 算入されるか?)		○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	✕ されません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格 期間に算 入される か?	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	✕ されません
	年金額に 反映され るか?	○ されます	○ ※2分の1 (国庫負担分) されます	△ ※2分の1と一部 納付保険料分 されます	✕ されません	✕ されません

※平成21年3月分までは、3分の1が年金額に反映されます。

★一部納付については一部納付保険料を納付していることが必要です。

★将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、6ページ①～③の期間について、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。ただし、承認を受けた翌年度から起算して3年目以降は加算金がつきますので、早めに追納したほうがお得です。

※保険料免除等の所得*の基準

★所得＝収入－必要経費等

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

●全額免除・若年者納付猶予

$$= (\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

●一部納付（4分の1納付）

$$= 78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

●一部納付（半額納付）・学生納付特例

$$= 118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

●一部納付（4分の3納付）

$$= 158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

4. 第2号被保険者の方へ

厚生年金に加入している会社、工場、商店、船舶など（適用事業所）に常時使用される70歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金の被保険者となります。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。

適用事業所となる法人

株式会社などの法人の事業所は厚生年金の適用事業所となります。

また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金の適用事業所となります。

適用事業所となる個人

厚生年金の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率をかけて計算されます（総報酬制）。保険料率は平成17年9月から毎年9月に引き上げられ、平成29年9月からは固定されます。

※厚生年金保険料率（平成22年9月～平成23年8月）

- ・一般の被保険者・・・・・・・・・・16.058%
- ・船員・坑内員の被保険者・・・・・・・・・・16.696%

※厚生年金基金加入員の保険料率は別に定められています。

●標準報酬月額

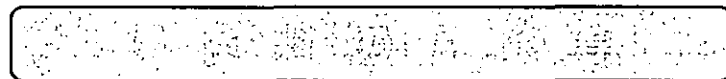
厚生年金では、加入者が受け取る給与（基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与）を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用いています。現在の標準報酬月額は、1等級（9万8千円）から30等級（62万円）までの30等級に分かれています。

●標準賞与額

標準賞与額とは、実際の税引き前の賞与の額から1千円未満の端数を切り捨てたもので、150万円を超えるときは150万円とされます。

●保険料の納め方

保険料は、加入者と事業主とが半分ずつ負担することになっています。事業主は毎月の給料または賞与から保険料を差し引いて翌月の末日までに納めることになっています。



育児休業等を行っている加入者の厚生年金の保険料は、育児休業等の期間中に事業主が年金事務所に申し出を行うことにより、育児休業等の期間中における加入者・事業主の両方が負担する保険料が免除されます。なお、この免除期間は、将来、年金額を計算する際は保険料を納めた期間として扱われます。

5 . 年 金 の 給 付

老 齢 基 礎 年 金

●老齢基礎年金

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。保険料を全額免除された期間の年金額は1/2（平成21年3月分までは1/3）となりますが、保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。

※平成23年度年金額 788,900円（満額）

※老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間と合算対象期間*とを通算した期間が原則25年間（300月）以上あることが必要です。老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

$788,900円 \times [\text{保険料納付月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 8\text{分の}4) + (\text{保険料}4\text{分の}1\text{納付月数} \times 8\text{分の}5) + (\text{保険料半額納付月数} \times 8\text{分の}6) + (\text{保険料}4\text{分の}3\text{納付月数} \times 8\text{分の}7)] / \text{加入可能年数} \times 12$

ただし、平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

★年金額に反映されないため「カラ期間」と呼ばれています。合算対象期間には、①昭和61年（1986年）3月以前に、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間、②平成3年（1991年）3月以前に、学生であるため国民年金に任意加入しなかった期間、③昭和36年（1961年）4月以降海外に住んでいた期間、などがあります。

●老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間があって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、当分の間は、60歳以上で、①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること、②厚生年金の被保険者期間が1年以上あることにより受給資格を満たしている方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

※特別支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例部分と定額部分を合わせた額となりますが、昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以降生まれの方からは、定額部分の支給開始年齢が引き上げられます。昭和24年（女性は昭和29年）4月2日生まれの方からは、報酬比例部分のみの額となります。

●障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

※平成23年度年金額（定額） 986,100円（1級）
788,900円（2級）

※18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

※障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

※20歳に達する前の病気やケガがもとで、上記の法令により定められた障害の状態が残った場合にも、20歳から障害基礎年金が支給されず。（ただし、所得制限あり。）詳しくは、市（区）役所または町村役場や年金事務所にお問い合わせください。

●障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガによって1級から3級までの障害の状態にある場合に支給されます。このとき、1級または2級の状態にあるときは、障害基礎年金も併せて支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

●遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）のいる妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。

※平成23年度年金額 1,015,900円（子が1人の妻の場合）

※遺族基礎年金を受けるためには、亡くなった日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または亡くなった日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

※加入者であった方が亡くなった場合でも、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている場合は、支給されます。

●遺族厚生年金

厚生年金に加入中の方が亡くなった時（加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に亡くなった時）、その方によって生計を維持されていた遺族（①配偶者または子、②父母、③孫、④祖父母の中で優先順位の高い方）に遺族厚生年金が支給されます。

※子のある妻または子には、遺族基礎年金も併せて支給されます。

なお、子は遺族基礎年金の受給の対象となる子に限ります。

※遺族厚生年金を受けるためには、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

※加入者であった方が亡くなった場合でも、老齢厚生年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている場合は、支給されます。

※1級・2級の障害厚生年金を受けられる方が死亡した場合でも、支給されます。

★30歳未満の子のない妻は5年間の有期給付となります。

★夫、父母、祖父母が受ける場合は55歳以上であることが条件ですが、支給開始は60歳からです。

●付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者（3ページ①・③の方）が定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

※付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数。

※お申し込み先は、お住まいの市（区）役所または町村役場です。

※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

※国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。また、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。

●寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3。

※亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。

※妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

●死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算）が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族（①配偶者、②子、③父

母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の中で優先順位の高い方に支給されます。

※死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円です。

※付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

※遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

短期在留外国人の脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、出国後2年以内に脱退一時金を請求することができます。

※国民年金の脱退一時金を受けとるためには、第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算）が6月以上必要です。

※国民年金の脱退一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて45,060円～270,360円（最後に保険料を納付した月が平成23年度分の場合）です。

※厚生年金の脱退一時金を受けとるためには、厚生年金の保険料を納めた月数が6月以上必要です。

※厚生年金の脱退一時金の額は、平均標準報酬額×支給率{(保険料率×1/2)×被保険者期間月数に応じた数}で計算します（保険料率は最終月が1月～8月の場合は前々年10月時点の、9月～12月の場合は前年10月時点になります）。

海外年金協定の締結

日本との二国間で、年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるように協定を締結している国があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>)

6. こんな時は届出を

ねんきん定期便について

平成21年度から、すべての被保険者の方に、年金加入記録や年金見込額をお知らせする「ねんきん定期便」をお送りしています。

「ねんきん定期便」は、被保険者の皆さまの住所に送付します。住所を変更した場合、国民年金被保険者の方は市（区）役所または町村役場で手続きをしていただきますが、厚生年金被保険者の方とその配偶者（国民年金第3号被保険者）の方は、厚生年金被保険者の方がお勤めの会社を通じて手続きをしていただくことになります。

加入や報酬変更などの届出

	こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
20歳になった方	学生、自営業、自由業、無職などである	第1号被保険者	お住まいの市区町村
	厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者の勤務先
現在第1号被保険者の方	就職して厚生年金や共済組合等に加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚や減収で厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
現在第2号被保険者の方	厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職した	第1号被保険者	お住まいの市区町村
	退職して厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

	こんなとき	変更後の 被保険者の種別	届出先
現在第3号被保険者の方	増収や離婚などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	お住まいの 市区町村
	配偶者が厚生年金や共済組合等に参加していた会社を退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった		
	就職して厚生年金や共済組合等に参加した	第2号被保険者	勤務先
	配偶者が転職などで加入する年金制度が変わった	第3号被保険者	配偶者の 新しい勤務先

氏名・住所変更などの届出

	こんなとき	届出先
現在第1号被保険者の方	住所や氏名が変わった 付加年金に加入したい 任意加入したい	お住まいの市区町村
	年金手帳を紛失した 保険料免除等の申請をしたい	お住まいの市区町村 または年金事務所
	納付書を紛失した 前納の納付書がほしい	年金事務所
	口座振替の申し込みをしたい	金融機関 または年金事務所
現在第2号被保険者の方	住所や氏名が変わった	勤務先
	年金手帳を紛失した	勤務先 または年金事務所
現在第3号被保険者の方	住所や氏名が変わった	配偶者の勤務先
	年金手帳を紛失した	年金事務所
共通	国民年金保険料の追納の申し込みをしたい	年金事務所

7. 年金とライフステージ

例えば・・・

20
歳

22
歳

28
歳

55
歳

60
歳

65
歳

【その他の届出】
 ☆住所変更届（引っ越し） ☆氏名変更届（結婚等） ☆資格喪失届（海外転出）

第1号被保険者
 （自営業、学生等）

☆資格取得届
 （基礎年金番号
 在付番→第1号）
 【ご本人→市区町村】

60歳到達により
 資格喪失
 （届出不要）

第2号被保険者
 （会社員、公務員）

☆資格取得届
 （厚生年金または共
 済年金）
 第1号→第2号
 【事業主→年金事
 務所】

退職
 ☆種別変更届
 第2号→第1号
 【ご本人→市区町村】

退職
 ☆資格喪失届
 【事業主→年金事
 務所】

○年金の請求
 ◎諸変更届

第3号被保険者
 （会社員、公務員
 の被扶養配偶者）

☆種別変更届
 第1・2号→第3号
 【事業主→年金事
 務所】

配偶者が退職
 ☆種別変更届
 第3号→第1号
 【ご本人→市区町村】

60歳到達により
 資格喪失
 （届出不要）

8 . 年 金 の 相 談

年金に関するお問い合わせ

お近くの「年金事務所」、「年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」で受け付けております。国民年金については市（区）役所または町村役場の年金相談窓口でも受け付けております。

【日本年金機構ホームページ】 <http://www.nenkin.go.jp/>
日本年金機構ホームページで、年金の基礎知識、年金事務所等の住所と電話番号が、ご覧いただけます。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネットサービス」が便利です。

日本年金機構ホームページからお申し込み、ユーザID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認できます。

※ お申し込みには、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳など基礎年金番号を確認できるものをご用意ください。

【ねんきんダイヤル】 **0570-05-1165**

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1165」へ

（受付時間）月～金曜日：午前8：30～午後5：15

※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

*祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は、電話が大変混み合うことがございます。つながりにくい場合は、曜日や時間をずらしておかけ直しくくださるようお願いいたします。